

個人向け

借りられる（貸付）

総合支援資金

失業、減収などで生活の維持に困った方は

対象

一時的な資金が必要な人（主に失業された方）

貸付上限額

2人以上の場合

月 **20**万円以内

単身の場合

月 **15**万円以内

※貸付期間は原則3ヶ月以内

据置期間（返済開始までの猶予期間）

▶ 貸付日から **1年以内**

償還期限（返済期限）

▶ 据置期間終了後 **10年以内**

利子

▶ **無利子**

保証人

▶ **不要**

※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による継続的な支援を受けていただくことが要件となります。

※緊急的な貸付が必要な場合には、まず「緊急小口資金」の申込を検討いただく場合があります。

相談・お問い合わせ

大月市社会福祉協議会

※面談・お申し込みは感染症予防のため予約制（事前にお問い合わせをした上でお伺いください）

電話番号 0554-23-2001

受付時間 午前9時～午後4時まで（平日のみ）

受付時に持参が必要なもの 別紙にてご確認ください。

※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による継続的な支援を受けていただくことが要件となります。

※緊急的な貸付が必要な場合には、

まず「緊急小口資金」の申込を検討いただく場合があります。

受付時に持参いただくもの

- ① 身分を証明する書類（運転免許証・健康保険証など）
- ② 本人の印鑑
- ③ 貸付金の振込先口座（本人口座）が確認できる通帳
- ④ 収入が減少したことがわかるもの（給与明細、預金通帳など）

※申込にあたっては、確認のため書類の提出が必要な場合があります

相談・お問い合わせ

大月市社会福祉協議会

※面談・お申し込みは感染症予防のため予約制（事前にお問い合わせをした上で伺ってください）

電話番号 0554-23-2001 受付時間 午前9時～午後4時まで（平日のみ）

受付時に持参が必要なもの 別紙にてご確認ください。